

令和7年6月9日

令和7年第2回登米市議会定例会
6月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

報告第12号	継続費繰越計算書について
報告第13号	繰越明許費繰越計算書について
報告第14号	事故繰越し繰越計算書について
報告第15号	令和6年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について
報告第16号	令和6年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について
報告第17号	令和6年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について

本件は、令和6年度登米市一般会計予算における継続費年割額の逡次繰越し、令和6年度登米市一般会計予算における繰越明許費、令和6年度登米市一般会計予算における事故繰越し、令和6年度登米市水道事業会計予算における予算繰越し、令和6年度登米市下水道事業会計予算における予算繰越し、令和6年度登米市病院事業会計予算における予算繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項、第146条第2項及び第150条第3項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、それぞれ繰越計算書を調製したので、議会に報告するものであります。

報告第18号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
--------	--------------------------------

本件は、過失による物損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第 43 号	令和 7 年度登米市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 44 号	令和 7 年度登米市病院事業会計補正予算（第 1 号）

本案は、議案第43号令和7年度登米市一般会計補正予算（第2号）及び議案第44号令和7年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）について、予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,208万4千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ498億3,825万4千円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、（仮称）地域交流センター整備事業2億3,954万5千円を減額する一方、新型コロナウイルス感染症予防接種事業9,021万円、道路整備事業1億782万9千円、育英資金貸付基金繰出金8,640万7千円などを増額して計上しております。

歳入では、財政調整基金繰入金9,772万8千円、ふるさと応援基金繰入金832万2千円を減額する一方、社会資本整備総合交付金など国庫支出金9,815万7千円、奨学事業指定寄附金8,640万6千円、市債8,290万円などを増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として、新たな本庁舎機能のあり方や整備を視野に入れつつ、劣化診断を行うとともに、施設の長寿命化等の可能性を調査する中田・南方庁舎等長寿命化可能性調査事業として追加1件、（仮称）地域交流センター整備事業として廃止3件、地方債補正として変更4件を計上しております。

企業会計については、病院事業会計で、市立3病院のあり方検討に要する経費として、病院事業費用394万円を増額して計上しております。

議案第 45 号	登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
----------	---

本案は、令和6年8月8日の人事院勧告に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目について民間労働法制の施行日である令和7年10月1日から遅れることなく実施することとされたことから、育児時間の取得パターンの多様化等及び仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表8ページ）

議案第46号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
--------	----------------------------

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第32号）が令和7年2月7日に、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が同年3月31日に公布されたことに伴い、保険税負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図る観点から賦課限度額並びに低所得者世帯に対する保険税軽減の所得判定基準を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表14ページ）

議案第47号	登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）により、水道法施行令（昭和32年政令第336号）が一部改正され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表16ページ）

議案第48号	登米市食育推進会議条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、市民の健康の増進及び食育の推進を図ることを目的に、登米市健康なまちづくり推進協議会と一体化し、効果的、効率的な体制とするため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表21ページ）

議案第49号	財産の取得について
--------	-----------

本案は、行政情報機器購入（内部情報系・ノート型PC）契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号	財産の取得について
--------	-----------

本案は、登米市立学校校務系パソコン購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号	財産の取得について
--------	-----------

本案は、消防ポンプ自動車CD-I型購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号	財産の取得について
--------	-----------

本案は、高規格救急自動車購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号	財産の取得について
--------	-----------

本案は、可搬消防ポンプ付軽四輪駆動（デッキバン）積載車購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号	登米市過疎地域持続的発展計画の変更について
--------	-----------------------

本案は、令和7年2月に第二次登米市総合計画実施計画を見直したこと等に伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、登米市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号	登米市辺地総合整備計画の変更について
--------	--------------------

本案は、令和7年2月に第二次登米市総合計画実施計画を見直したこと等に伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により1辺地に係る総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第45号関係

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条関係（登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>第1条～第14条（略） （介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第20条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第15条の2～第18条（略）</p> <p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u></p> <p>第19条 <u>任命権者は、登米市職員の育児休業等に関する条例（平成17年登米市条例第46号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせ</u></p>	<p>第1条～第14条（略） （介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第15条の2～第18条（略）</p>

るための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第20条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両

立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等

に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第21条 (略)

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第22条 (略)

立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(同条において「請求等」という。)

に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条 (略)

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第21条 (略)

暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第19条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第21条 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業に係る給与の減額)

第23条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等)

第25条 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条 (略)

(部分休業に係る給与の減額)

第19条 職員が部分休業_____の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

(妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等)

第21条 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 (略)

議案第46号関係

登米市国民健康保険税条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額か</p>	<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額か</p>

ら才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

2・3 (略)

第23条の2～第26条 (略)

ら才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

2・3 (略)

第23条の2～第26条 (略)

議案第47号関係

登米市水道事業給水条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第43条 (略) (布設工事監督者の資格)</p> <p>第44条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。) _____ _____ 又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又は _____これに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学 _____又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程 _____を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校 <u>(次号において「短期大学等」という。)</u></p>	<p>第1条～第43条 (略) (布設工事監督者の資格)</p> <p>第44条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。) <u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>2年以上水道 _____</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれ _____に相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道 _____</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校 _____</p>

第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程_____に相当する課程_____を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後

第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

（水道技術管理者の資格）

第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において_____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目

_____を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程
又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号
に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、そ
れぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関
する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道
部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択し
たものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に
従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工
管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に
関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第46条 (略)

(5) 外国の学校において、前条第2号に規定する学科目
又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号
に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、そ
れぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関
する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

第46条 (略)

議案第48号関係

登米市食育推進会議条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>登米市健康増進・食育推進会議条例</u></p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 市民の健康の増進及び食育の推進を図るため、<u>登米市健康増進・食育推進会議</u>（以下「<u>推進会議</u>」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) <u>登米市健康増進計画</u>（健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画をいう。）及び<u>登米市食育推進計画</u>（食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。）を作成し、その実施を推進すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>健康の増進及び</u> _____ <u>食育の推進</u>に関する重要事項について審議し、<u>健康の増進及び食育の推進</u>に関する施策の実施を推進すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 推進会議は、委員<u>14人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は<u>任命</u>（以下「<u>委嘱等</u>」という。）する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>健康の増進又は食育の推進</u>に関する団体の役員又は職員</p>	<p style="text-align: center;"><u>登米市食育推進会議条例</u></p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 登米市の区域における食育の推進に関して、<u>食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、登米市食育推進会議</u>（以下「<u>推進会議</u>」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) <u>登米市食育推進計画</u>（法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。） _____を作成し、その実施を推進すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>本市の区域における食育の推進</u>に関する重要事項について審議し、_____ <u>食育の推進</u>に関する施策の実施を推進すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 推進会議は、委員<u>21人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱_____する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>食育</u> _____の推進に関する団体の役員又は職員</p>

(3) 関係行政機関の_____職員

(4) (略)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱等の日から当該委嘱等の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

第5条～第8条 (略)

(3) 関係行政機関の委員又は職員

(4) 一般公募による者

(5) (略)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年
_____とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

第5条～第8条 (略)

附則第2項関係（登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改 正 案						現 行					
第1条～第4条（略）						第1条～第4条（略）					
別表（第2条、第4条関係）						別表（第2条、第4条関係）					
名称		報酬		旅費	費用 弁償	名称		報酬		旅費	費用 弁償
		区 分	金額					区 分	金額		
(略)						(略)					
登米市健康 増進・食育推 進会議	会長	日 額	7,000円	職員旅費 適用	1,800 円	登米市食育 推進会議	会長	日 額	7,000円	職員旅費 適用	1,800 円
	委員	日 額	6,000円	職員旅費 適用	1,800 円		委員	日 額	6,000円	職員旅費 適用	1,800 円
(略)						(略)					